

令和6年度

関市財政健全化及び経営健全化審査意見書

関市監査委員

令和 6 年度関市財政健全化及び経営健全化審査意見

1 審査の基準

関市監査基準に準拠

2 審査の対象

令和 6 年度関市一般会計等の財政健全化

(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)

令和 6 年度関市水道事業会計の経営健全化 (資金不足比率)

令和 6 年度関市下水道事業会計の経営健全化 (資金不足比率)

令和 6 年度関市公設地方卸売市場事業特別会計の経営健全化 (資金不足比率)

3 審査の実施日

令和 7 年 7 月 3 1 日

4 審査の方法

この財政健全化の審査にあたっては、市長から審査に付された令和 6 年度関市一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令等に照らして健全化判断比率及び資金不足比率の算定過程に誤りはないか、健全化判断比率及び資金不足比率の算定において法令等に基づく適切な算定要素が用いられているか、算定の基礎となる書類が適正に作成されているか客観的事実の妥当性を判断した上で当該判断が公正に行われているかを主な着眼点として実施した。

5 審査の結果

(1) 財政健全化

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定され、作成されているものと認められる。

なお、令和 6 年度については実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない。直近 3 年度の平均で表す実質公債費比率は、昨年度の 2. 0 % と同じ数値である。

また、早期健全化基準は次の表のとおりであり、令和 6 年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。

(単位：％)

比率の名称	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.12
連結実質赤字比率	—	17.12
実質公債費比率	2.0	25.0
将来負担比率	—	350.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」は、赤字でないことを表す。

※将来負担比率の「—」は、比率がマイナスである（地方債現在高などの将来負担額より基金などの充当可能財源が多い）ことを表す。

○財政健全化審査（参考資料）

財政健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定される「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この財政健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、「財政健全化計画」又は、「財政再生計画」を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

<実質赤字比率>

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので普通交付税の算定を行う際に算出されるもの）に対する比率で地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

① 実質赤字比率の算定根拠

$$\text{実質赤字比率（％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

② 実質赤字比率算定の基礎

(単位：千円)

	対象となる会計	実質収支額
	一般会計	3,716,246
	関市中小企業従業員退職金共済事業特別会計	0
実質収支額 計		3,716,246
一般会計等の実質赤字額	a	—
標準財政規模	b	24,401,936
実質赤字比率	a/b	—

※実質収支が黒字となり実質赤字額が生じないため、実質赤字比率は算定されません。

<連結実質赤字比率>

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計（財産区特別会計を除く）を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

① 連結実質赤字比率の算定根拠

$$\text{連結実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

② 連結実質赤字比率算定の基礎

（単位：千円）

対象となる会計		実質収支額
一般会計		3,716,246
関市中小企業従業員退職金共済事業特別会計		0
関市国民健康保険特別会計(事業勘定)		72,855
関市国民健康保険特別会計(直診勘定)		18,807
関市介護保険事業特別会計		208,456
関市後期高齢者医療特別会計		44,122
実質収支額 計 ①		4,060,486
対象となる会計		資金不足・剰余額
関市水道事業会計		1,140,873
関市下水道事業会計		928,430
関市公設地方卸売市場事業特別会計		528
資金不足・剰余額 計 ②		2,069,831
連結実質収支額 ①+②		6,130,317
連結実質赤字額 a		—
標準財政規模 b		24,401,936
連結実質赤字比率 a/b		—

※連結実質収支が黒字となり連結実質赤字額が生じないため、連結実質赤字比率は算定されません。

<実質公債費比率>

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が標準財政規模を基本とした額に対する比率で、直近3か年の平均値を用いる。借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標である。

対象となる会計…一般会計等、公営事業会計、一部事務組合(中濃地域広域行政事務組合、中濃消防組合、岐北衛生施設利用組合、岐阜県市町村会館組合、岐阜地域児童発達支援センター組合)、岐阜県後期高齢者医療広域連合

① 実質公債費比率の算定根拠

$$\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} \\ -(\text{特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \\ \text{標準財政規模} \\ -(\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\times 100}$$

② 実質公債費比率算定の基礎

(単位：千円)

		令和6年度	令和5年度	令和4年度
地方債の元利償還金		3,756,054	4,055,650	4,084,673
準元利償還金		1,232,987	1,498,832	1,521,219
元利償還金・準元利償還金 計 a		4,989,041	5,554,482	5,605,892
特定財源 b		786,465	911,657	892,639
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 c		3,841,362	4,161,479	4,290,178
標準財政規模 d		24,401,936	24,104,358	24,190,225
実質公債費比率(単年度) {a-(b+c)} / (d-c)		1.8%	2.4%	2.1%
実質公債費比率(3か年平均)		2.0%	2.0%	1.8%

③ 実質公債費比率（類似団体等との比較グラフ）



＜将来負担比率＞

将来負担比率とは、地方債残高に加え、地方公社に対する債務保証や、第三セクター等に対する損失補償等に係るものも含めて地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、一般会計等の借入金(地方債)や、公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

対象となる会計…一般会計等、公営事業会計、一部事務組合(中濃地域広域行政事務組合、中濃消防組合、岐北衛生施設利用組合、岐阜県市町村会館組合、岐阜地域児童発達支援センター組合)、岐阜県後期高齢者医療広域連合

① 将来負担比率の算定根拠

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

② 将来負担比率算定の基礎

(単位：千円)

	令和6年度	令和5年度	増減
地方債の現在高	26,031,778	27,614,427	△1,582,649
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	—
公営企業債等繰入見込額	7,207,188	7,861,352	△654,164
組合負担等見込額	431,486	565,299	△133,813
退職手当負担見込額	4,690,991	4,519,301	171,690
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	—
連結実質赤字	0	0	—
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	—
将来負担額 計 a	38,361,443	40,560,379	△2,198,936
充当可能基金額	37,999,519	36,770,474	1,229,045
特定財源見込額	4,166,500	4,446,263	△279,763
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	31,287,560	33,742,970	△2,455,410
充当可能特定財源等 計 b	73,453,579	74,959,707	△1,506,128
標準財政規模 c	24,401,936	24,104,358	297,578
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d	3,841,362	4,161,479	△320,117
将来負担比率 a-b/c-d	—	—	—

(2) 経営健全化

審査に付された経営健全化の判断比率となる資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定され、作成されているものと認められる。

なお、令和6年度については全会計とも資金不足となっていないため、資金不足比率はない。

また、経営健全化基準は次の表のとおりであり、資金不足比率は、いずれも経営健全化基準を下回っている。

(単位：％)

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
関市水道事業会計	—	20.0
関市下水道事業会計	—	20.0
関市公設地方卸売市場事業特別会計	—	20.0

※「—」は、資金不足が生じていないことを表す。

○経営健全化審査（参考資料）

資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率で、経営状況の悪化の度合いを示す指標である。

① 資金不足比率の算定根拠

$$\text{資金不足比率（％）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

資金の不足額

公営企業ごとの資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については、流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については、一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

事業の規模

法適用事業 営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用事業 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

② 資金不足比率算定の基礎

(単位：千円)

	資金の不足額 a	事業の規模 b	資金不足比率 a/b
関市水道事業会計	—	1,390,354	—
関市下水道事業会計	—	1,326,653	—
関市公設地方卸売市場事業特別会計	—	5,306	—

(3) むすび

財政健全化・経営健全化いずれの比率も基準を下回っており、健全と認められる。しかしながら、少子高齢化による社会保障費の増大や公共施設の老朽化に伴う維持管理や更新、近年多発している異常気象に起因する集中豪雨等の自然災害に対する対策など課題は山積しており、今後、多額の費用が必要となることが見込まれるため、これらの課題や公共施設マネジメントを踏まえた効率的で効果的な行財政運営に取り組まれ、引き続き財政健全化に努められたい。